

# ウェルネスバレー推進協議会 交流・にぎわいワーキンググループ 規約

## (目的)

第1条 この規約は、ウェルネスバレー推進協議会（以下「協議会」という。）規約第14条に基づき、健康長寿をテーマとした交流・にぎわいづくりを推進するために設置する交流・にぎわいワーキンググループ（以下「交流・にぎわいWG」という。）について、必要な事項を定める。

## (担任する事務)

第2条 交流・にぎわいWGは、健康長寿をテーマとした交流・にぎわいづくりを推進するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 健康長寿をテーマとした啓発活動に関すること。
- (2) 健康長寿をテーマとした情報共有・発信に関すること。
- (3) 協議会運営委員会から付託された事項に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交流・にぎわいWGの目的を達成するために必要な事務に関すること。

## (組織)

第3条 交流・にぎわいWGは、座長及び委員20人以内をもって組織する。

## (座長)

第4条 交流・にぎわいWGに座長を置き、委員の互選によりこれを定め、協議会会長が指名する。

- 2 協議会会長が指名した座長は、会務を総理し、交流・にぎわいWGを代表する。
- 3 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理するものを事務局が指名する。

## (委員)

第5条 委員は、別表1に掲げる法人又は団体若しくは施設（以下「法人等」という。）の者をもって充てる。

- 2 新たに委員を追加するときは、次に掲げる者の中から、交流・にぎわいWGの承認を得て、座長が指名する。
  - (1) 協議会規約第3条に規定する構成団体の者
  - (2) 学識経験者のうち交流・にぎわいWGの会議にて承認を得た者
  - (3) ウェルネスバレーに施設を立地し、交流・にぎわいWGの会議にて承認を得た法人等の者
  - (4) ウェルネスバレーを主たる活動拠点として交流・にぎわいづくりを推進し、交流・にぎわいWGの会議にて承認を得た法人等の者

3 委員の任期は、1年とし、特別の支障が無い限り、再任することを妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

5 別表1に掲げる団体又は機関が交流・にぎわいWGを退会するときは、申し出に基づき交流・にぎわいWGで承認を得るものとする。ただし、第2項各号に掲げる規定のいずれかを満たさなくなった場合には、交流・にぎわいWGの承認を得ずに退会したものとみなす。

(連携団体)

第6条 連携団体は、ウェルネスバレーにおける健康長寿をテーマとした交流・にぎわいづくりに関心のある法人等で、申出を行い、座長の許可を得たものをもって充てる。

2 連携団体は、交流・にぎわいWGの会議（以下「会議」という。）に委員として職員等の参加はできない。ただし、健康長寿をテーマとした交流・にぎわいづくりに関する情報を会議に提供し、又は会議から情報を受けることはできる。

(事務局)

第7条 交流・にぎわいWGの事務を処理するため、事務局を大府市に置く。

2 事務局は、大府市及び東浦町をもって組織する。

(会議の招集)

第8条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、在任委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

(会議の運営及び会議)

第9条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

4 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

5 災害その他やむを得ない理由により会議を開催できないときは、第1項の規定にかかわらず座長の承諾を得て、電子メール又は書面による回議（以下「電子回議」という。）をすることができる。電子回議をしたときは、事務局が次の会議で報告する。

6 会議は、第2条に掲げる事務のうち基本的な事項について決定する。

7 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(経費の支弁方法)

第10条 交流・にぎわいWGの経費は、大府市若しくは東浦町の交付金又はその他の収入をもって充てる。

2 前項の規定による各委員等の所属機関が交付すべき額その他経費負担に関する事項は、会議により決定するものとする。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年7月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年6月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年12月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月26日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

法人名又は団体名	施設名
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	
社会福祉法人愛知県厚生事業団	愛厚ホーム大府苑
公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団	あいち健康の森健康科学総合センター
公益財団法人愛知県都市整備協会	あいち健康の森公園
株式会社日誠	あいち健康の森公園薬草園
アイ・ドリームライフサポート株式会社	住宅型有料老人ホームさわやかなの丘
社会福祉法人憩の郷	
大府市	
大府商工会議所	
医療法人寿康会	大府病院
株式会社オリジン	介護付有料老人ホームフラワーサーチ大府
株式会社げんきの郷	
協同組合健康木の住まいウッド・ビレッジ	
至学館大学	
社会福祉法人仁至会	認知症介護研究・研修大府センター
東浦町	
東浦町商工会	

※ウェルネスバレー推進協議会交流・にぎわいWG構成団体

#### 連携団体

法人名又は団体名	施設名
株式会社ジェネラス	就労継続支援B型事業所とこはぐ大府